

三鷹市農業振興計画2027

三鷹市

「農のあるまちづくり」に向けて

このたび、第5次三鷹市基本計画の策定に合わせて三鷹農業振興計画 2027 を策定いたしました。

この計画は、第5次三鷹市基本計画に定める「魅力あふれる活力・にぎわいのまち」の推進に向けて、市農業の将来像を「農地の確保を図りつつ都市の生活環境と調和しながら市民と理解し合える農業」と位置づけ、その実現を目指す取組みを記しました。

現在、三鷹市内の農地は、毎年減り続けています。その原因は、相続によるものが大部分ですが、一方では、農業従事者の高齢化や農業後継者の減少なども課題となっています。

都市における農地は、平常時は、農業者の皆さまに新鮮な野菜、果物、鶏卵及び植木、花等の緑化植物を提供しています。そして、ひとたび大災害が起きれば、市民の皆さまの一時避難場所や延焼防止の空間となるなど多面的な機能を有しています。また、三鷹市の成り立ちを紐解くと、農業は、江戸時代初期の農業を基盤とした共同体が、現在の町会や自治会をはじめ、消防団活動やPTA活動などの礎となっており、市の防災力や教育力、そして地域コミュニティの一体感を高める重要な役割を果たしていきました。

このように都市農地・都市農業は、多面的で公益的な機能を有するとともに、地域の歴史や地域社会の形成に深く影響しており、これら「農の文化」を守り次世代に継承することは大変重要です。

このため、本計画では、「農のあるまちづくり」を基本理念として定め、「農の文化」が果たしてきた役割を盛り込むとともに、市民の皆さまが、より都市農業に親しんでいたき、安全で安心な農産物を求められるよう、持続可能な都市農業の推進を図るため、6次産業化の推進や牟礼の里農園（仮称）の整備などの新たな取組も位置付けました。

農地・農業は、まちづくりの観点からも守り続けていかなければならない大きな財産です。市民の皆さまにとってかけがえのない財産を守り、次世代へ継承するため、農業者の皆さまをはじめ市民の皆さま、関係者の皆様のご理解、ご協力を得て、農業振興を進めてまいります。

2025（令和7）年3月31日

三鷹市長

河村孝

目 次

第 1 部 総 論

第 1 章 計画の前提

1 計画の目的	2
2 計画の位置づけと関連計画等との関係	2
3 計画期間	4
4 目標指標	4

第 2 章 三鷹市の農業の現状と課題

1 三鷹市において「農の文化」が果たしてきた役割	5
2 三鷹市の農業の現状	6
3 三鷹市の農業の課題	18

第 3 章 施策の基本的な考え方と施策体系

1 三鷹市の農業の将来像と基本理念	20
2 施策の基本方針	20
3 施策体系	21

第 2 部 各 論

第 1 章 農地の保全と利用の推進

1 基本的な考え方	24
2 体系図	24
3 施策の展開	25

第 2 章 持続可能な農業経営、地産地消の推進

1 基本的な考え方	27
2 体系図	27
3 施策の展開	28

第 3 章 市民と農とのふれあいの推進

1 基本的な考え方	31
2 体系図	31
3 施策の展開	32

第4章 推進体制の整備	
1 基本的な考え方	34
2 体系図	34
3 施策の展開	35

第3部 農業経営基盤強化促進法に基づく基本構想

第1章 三鷹市農業経営基盤強化促進基本構想	
1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標	38
2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等 に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	41
3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等 に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が 目標とすべき農業経営の指標	43
4 2及び3に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する 事項	44
5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積 に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	46
6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項	46

第 1 部 総 論

第1部 総論

第1章 計画の前提

1 計画の目的

都市農業は、新鮮で安全な農産物を市民に提供するとともに、農業を通じて自然、歴史、文化とのふれあいを提供するという役割を果たしています。しかし、都市農業を取り巻く環境は、市街化の進展による農地の減少、農業従事者の高齢化など、厳しいものがあります。

平成27年に都市農業振興の基本理念等を定める「都市農業振興基本法」が施行、さらに、翌年には都市農業振興基本計画が策定され、都市農地は、それまでの「宅地化すべきもの」から「都市にあるべきもの」として位置づけられるとともに、新鮮で安全な農産物の供給に加えて、防災、景観形成、環境保全、農業体験・学習の場など、地域社会において多面的で公益的な機能が評価されており、都市農業に対する市民の関心も高まっています。

本計画は、前計画の終了にあたり、こうした都市農業に関する期待や役割の変化などにも対応した新たな農業振興に関する将来像や施策などを定めるために策定します。

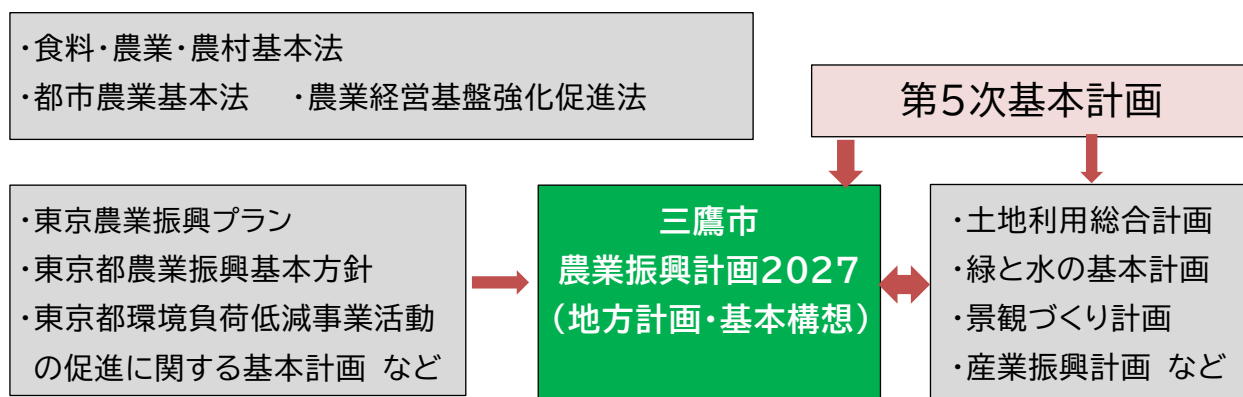
2 計画の位置づけと関連計画等との関係

(1) 計画の位置づけ

本計画は、「食料・農業・農村基本法」の趣旨を踏まえるとともに、「農業経営基盤強化促進法」の農業経営基盤強化促進基本構想及び「都市農業振興基本法」の地方計画を兼ねるものとします。

また、東京都が策定する「東京農業振興プラン」及び「東京都農業振興基本方針」並びに第5次三鷹市基本計画及びその他関連計画との整合・連携を図り策定します。

図-1 三鷹市農業振興計画の位置付け



（２）国の動向

国においては、「食料・農業・農村基本法」を令和６年５月に改正しました。改正基本法は、基本理念に「食料安全保障の確保」を掲げ、「良質な食料が合理的な価格で安定的に供給され、国民一人一人がこれを入手できる状態」と定義しています。食料の安定供給は、国内の農業生産の増大を基本に安定的な輸入・備蓄の確保及び輸出により食料供給能力を維持することとしています。そして食料の合理的な価格形成において、食料システムの関係者により、合理的な費用が考慮されるようにしなければならないことを規定しました。また、「環境と調和のとれた食料システム」を新たな基本理念として、食料供給の各段階において環境への負荷の低減が図られることにより、環境との調和が図られなければならないこと、これにより農業の持続的な発展が図られなければならないとしました。さらに人口減少下における農業生産の方向性を明確化し、農業者の減少等が生ずる状況においても、食料の供給機能や多面的機能が発揮され、農業の持続的な発展が図られなければならないと規定し、農業生産の方向性として、生産性の向上、付加価値の向上、環境負荷低減を位置づけました。そして今後は改正基本法に基づき、令和７年に次期基本計画を策定、以降、次期基本計画に基づく施策を実施することとなっています。

また、都市農業の安定的な継続と多様な機能の適切かつ十分な発揮により良好な環境の形成に資することを目的に、平成27年に制定された「都市農業振興基本法」は、都市農業の振興に関し、国や地方公共団体、都市農業者等の責務を明確にし、各主体が施策を講じることを求め、平成28年に閣議決定した「都市農業振興基本計画」では、都市農業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に講ずべき施策やそれを推進するため必要な事項を提示しています。

さらに、平成29年には生産緑地法を改正し、生産緑地指定後30年としていた税制特例措置を10年単位での延長を可能とする「特定生産緑地制度」を創設しました。平成30年には「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」を制定するとともに、税制改正が行われ、同法に基づいて生産緑地を賃借等した場合には、相続税の納税猶予措置が継続されることとされ、生産緑地の賃借等が行い易くなり、当市でも生産緑地の賃借等が推進しました。

一方、気候変動や生物多様性の低下等、食料システムを取り巻く環境が変化する中、令和４年に「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（以下「みどりの食料システム法」という。）」が施行され、生産から消費まで環境負荷低減の取組が求められています。

（３）東京都の動向

東京都においては、令和５年３月に、新たな「東京農業振興プラン」を策定し、①担い手の確保・育成、②稼ぐ農業経営の展開、③農地の保全・活用、④持続可能な農業生産と地産地消の推進、⑤地域の特色を生かした農業の推進の５つを柱に、デジタルトランスフォーメーション、女性の活躍促進、ブランド化の推

進、環境保全などの視点を持って、「都民生活に貢献する、持続可能な東京農業」を目指し、新たな農業振興施策を展開することとしています。また、東京都と三鷹市を含む都内自治体と連名で「みどりの食料システム法」に基づく「東京都環境負荷低減事業活動の促進に関する基本計画」を策定しました。

3 計画期間

三鷹市農業振興計画2027の計画期間は、第5次三鷹市基本計画との整合を図るため、令和6（2024）年度から令和9（2027）年度までとします。

4 目標指標

三鷹市第5次基本計画及び本計画の事業の指標及び目標値は、以下のとおりです。

（1）第5次三鷹市基本計画に記載している指標（令和6年6月策定）

No	指標	計画策定時の状況 (令和5年度)	目標値※ (令和9年度)
1	農地面積	142ha	131ha
2	直売所数	147か所	維持
3	学校給食における市内産 農産物使用率	19.9% (令和4年度実績)	30%

※農地面積の目標値は、令和4年度固定資産概要調書の農地面積から減少率を勘案し算出

（2）三鷹市農業経営基盤強化促進基本構想における指標

No	指標	計画策定時の状況 (令和6年度)	目標値※ (令和9年度)
1	農地面積	140.6ha	132ha
2	農家戸数	246戸	218戸
3	認定農業者等の経営体数	71経営体	76経営体

※農地面積の目標値は、令和5年度固定資産概要調書の農地面積から減少率を勘案し算出

第2章 三鷹市の農業の現状と課題

1 三鷹市において「農の文化」が果たしてきた役割

(1) 市内農業の歴史

三鷹市は、近代以前は農業が主要な産業でした。特に江戸時代から明治時代にかけて米や野菜の栽培が行われ、特に江戸に近いという地理的な要因もあり、農産物は江戸の市場へと供給されていました。

明治時代になると、新宿－立川間の鉄道が開通するとともに、農業の商業化が進み、近隣の都市部へ新鮮な農作物を供給する近郊農業が発展しました。

戦後は、東京都心部へのアクセスの良さから急速に都市化が進みました。

現在は、都市化の進行によって農地が減少し、農業者の数も少なくなりましたが、区部に隣接し都心からも近くに位置するが、畑を中心に緑が多いこと、さらに身近な畑で収穫された農産物その日のうちに入手できる環境などが、市民の皆さまから市の魅力として評価されています。

(2) 農業と地域社会の関わり

農業を基盤とした三鷹市の地域社会では、農作業や収穫といった共同作業や祭りなどを通じて共同体意識が強まり、家族や近隣住民との絆が深まりました。これが地域社会の基盤となって、町会や自治会が形成されるとともに、消防団活動やPTA活動など、地域社会の日常生活をはじめ、防災力、教育力、そしてコミュニティの一体感を高める重要な役割を果たしてきました。

また、地域の神社や寺院では、農業の豊作を祈る伝統的な祭りや行事が行われており、これが地域の文化や風習を形成する上で大きな役割を担ってきました。これらは、今でも地元住民によって受け継がれており、地域の歴史と文化を象徴するイベントとなっています。

このように三鷹市における都市農地・都市農業は、地域の歴史や地域社会の形成に深い影響を与えてきました。

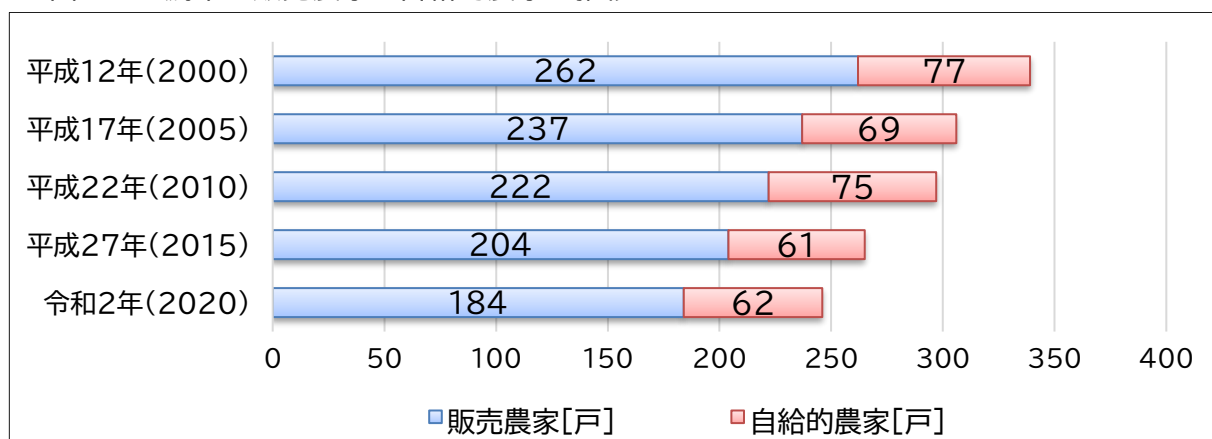
2 三鷹市の農業の現状

(1) 農業就業状況

ア 販売農家と自給的農家の構成

三鷹市農家数は減少を続けていますが、販売農家数は高い割合となっています。令和2年においては、三鷹市の農家総数246戸のうち、販売農家数は184戸の74.8%で、他地域と比べて販売農家の割合が非常に高く、農業の商業的な側面が強いことが特徴です。三鷹市は都市化が進む中でも農業が重要な産業の一つであり続けていることがうかがえます。

図-2 三鷹市の販売農家と自給的農家の推移

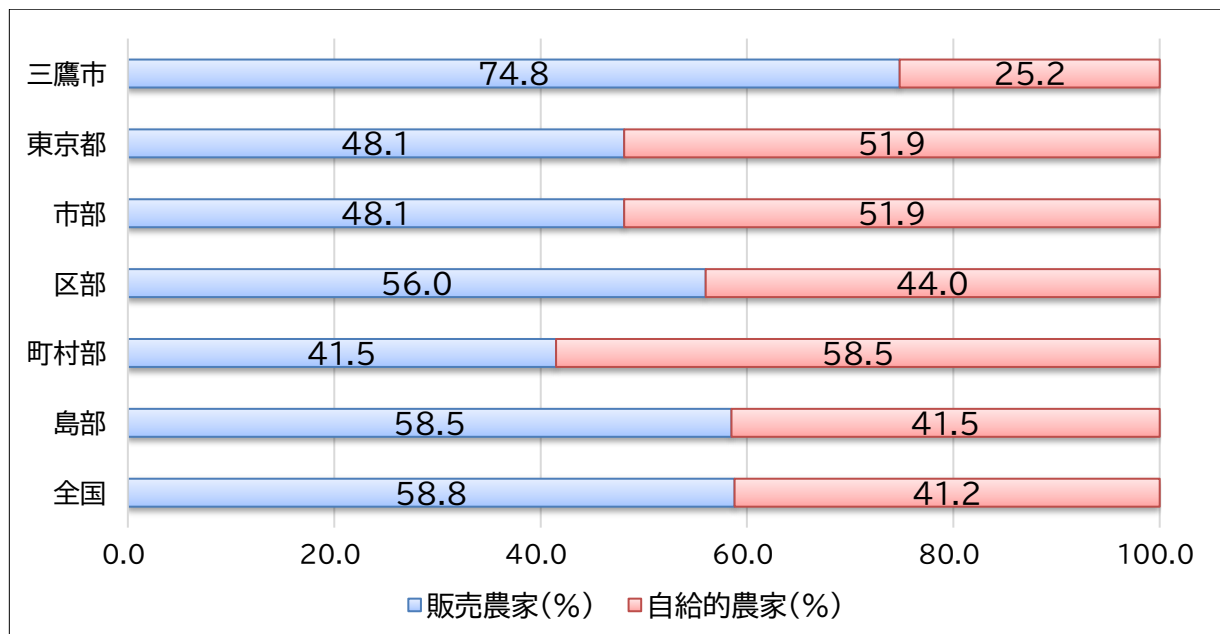


農林業センサス

販売農家：経営耕地面積が30a以上 又は 調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円以上の農家

自給的農家：経営耕地面積が30a未満かつ調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円未満の農家

図-3 販売農家と自給的農家の構成



2020年農林業センサス

表-1 販売農家と自給的農家の構成

	農家総数 [戸]	販売農家 [戸]	自給的農家 [戸]
三鷹市	246 (100.0%)	184 (74.8%)	62 (25.2%)
東京都	9,567 (100.0%)	4,606 (48.1%)	4,961 (51.9%)
市部	6,853 (100.0%)	3,299 (48.1%)	3,554 (51.9%)
区部	1,251 (100.0%)	700 (56.0%)	551 (44.0%)
町村部	1,463 (100.0%)	607 (41.5%)	856 (58.5%)
島部	754 (100.0%)	441 (58.5%)	313 (41.5%)
全国	1,747,079 (100.0%)	1,027,892 (58.8%)	719,187 (41.2%)

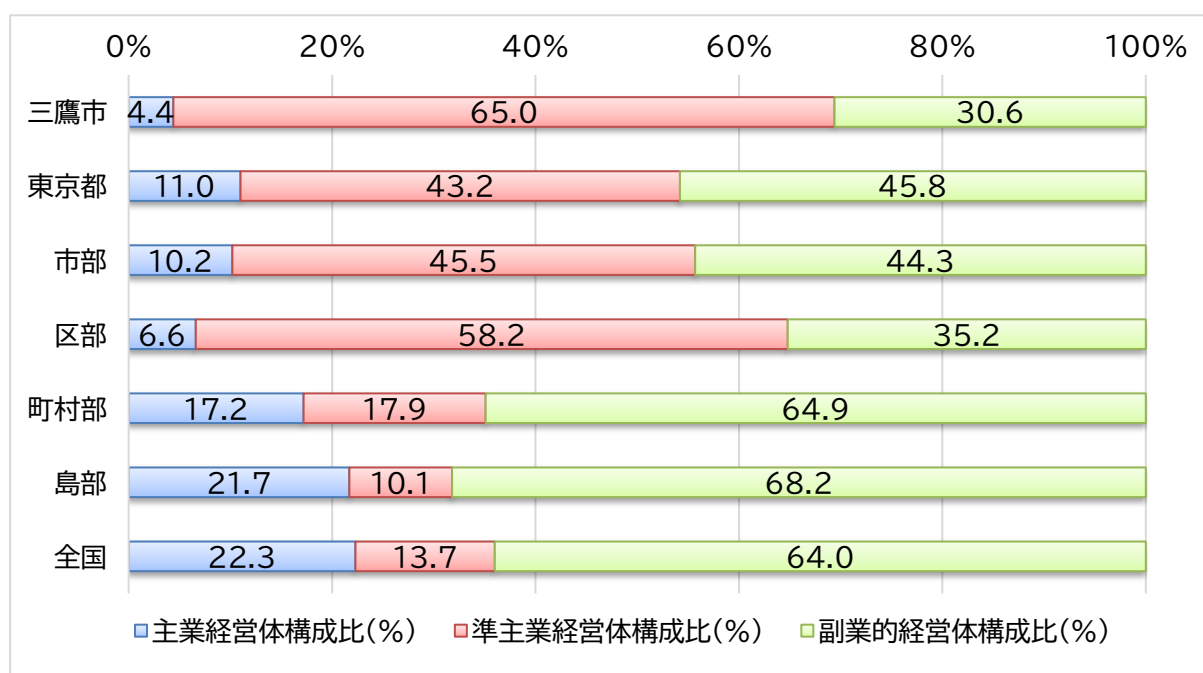
2020年農林業センサス

農家：経営耕地面積が10a以上の農業を営む世帯 又は 経営耕地面積が10a未満であっても、農産物販売金額が15万円以上あった世帯

イ 主業経営体と副業経営体の状況

農業経営体を主副業別にみると、全国・都内他地域と比較して、主・準主業経営体の合計の割合及び65歳未満の農業専従者がいる割合も高く、65歳未満の専従者が多いことから、現役世代が農業を支えていることがわかります

図-4 主副業別経営体の構成



2020年農林業センサス

主業経営体：農業所得が主（世帯所得の50%以上が農業所得）で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体

準主業経営体：農業所得が主（世帯所得の50%未満が農業所得）で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体

副業的経営体：調査期日前1年間に自営農業に150日以上従事している65歳未満の世帯員がいない個人経営体

個人経営体：個人（世帯）で事業を行う経営体

表-2 主副業別経営体状況

年	農業経営体数	主業経営体数		準主業経営体数		副業的 経営体数	主・準主業経営体で65歳未満の農業専従者がいる経営体数
			うち65歳未満の農業専従者がいる		うち65歳未満の農業専従者がいる		
三鷹市	206 (100.0%)	9 (4.4%)	7	134 (65.0%)	123	63 (30.6%)	130 (90.9%)
東京都	5,041 (100.0%)	554 (11.0%)	516	2,176 (43.2%)	1,773	2,311 (45.8%)	2,289 (83.8%)
市部	3,595 (100.0%)	367 (10.2%)	342	1,637 (45.5%)	1,330	1,591 (44.3%)	1,672 (83.4%)
区部	790 (100.0%)	52 (6.6%)	48	460 (58.2%)	385	278 (35.2%)	433 (84.6%)
町村部	168 (100.0%)	29 (17.3%)	27	30 (17.9%)	23	109 (64.9%)	50 (84.7%)
島部	488 (100.0%)	106 (21.7%)	99	49 (10.0%)	35	333 (68.2%)	134 (86.5%)
全国	1,037,342 (100.0%)	230,855 (22.3%)	201,514	142,538 (13.7%)	56,007	663,949 (64.0%)	257,521 (69.0%)

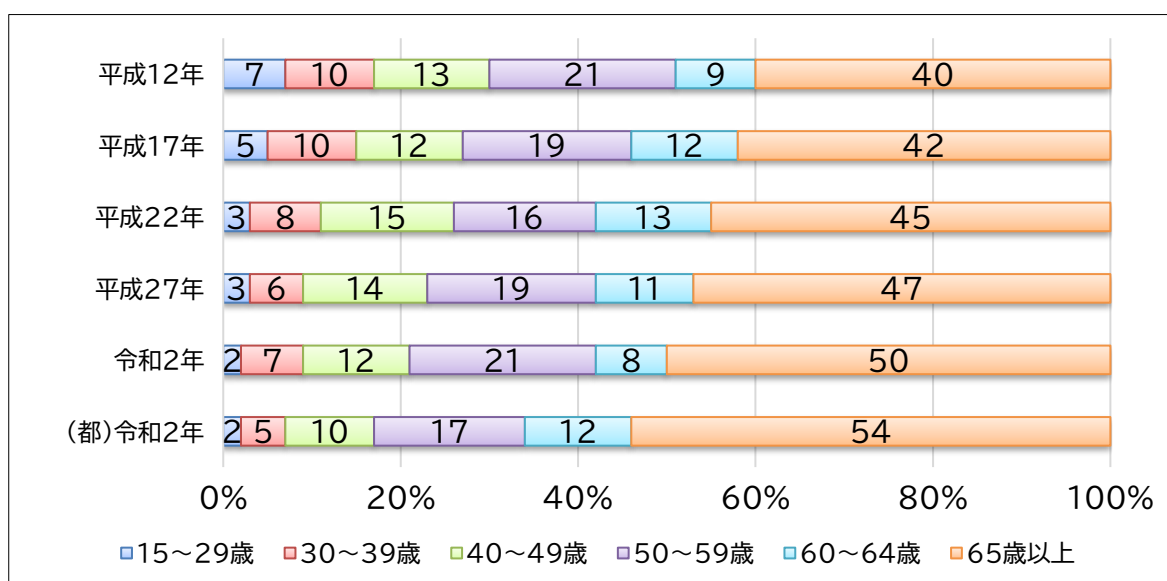
2020年農林業センサス

農業経営体：生産又は作業に係る規模が以下に該当する事業を行う者。経営耕地面積が30a以上の規模の農業、露地野菜作付面積15a以上、施設野菜栽培面積350㎡以上、果樹栽培面積10a以上、露地花き栽培面積10a以上、施設花き栽培面積250㎡以上

ウ 年齢別基幹的農業従事者の割合

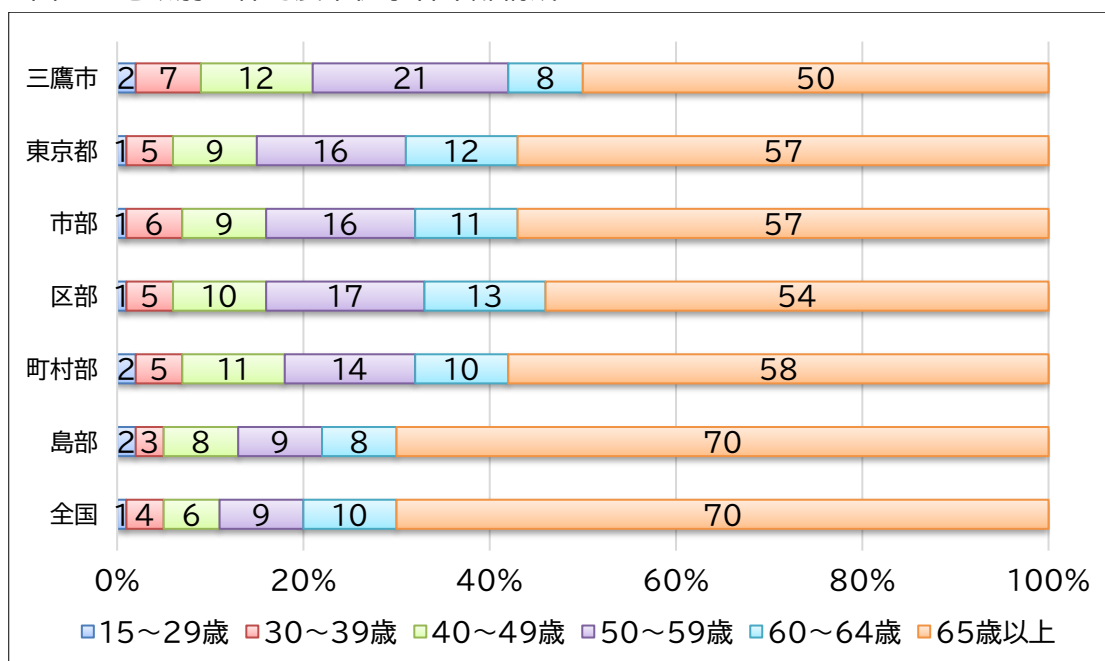
基幹的農業従事者では、高齢化の傾向が一層強まり、令和2年には65歳以上が約5割に及ぶ状況になっています。しかし、その他地域との比較では、65歳未満の比率が高く、30代や40代の若い世代の比率とともに、農業後継者の確保状況の割合が高いことは、今後の農業を検討する上で重要な要素といえます。

図-5 三鷹市の基幹的農業従事者年齢構成の推移



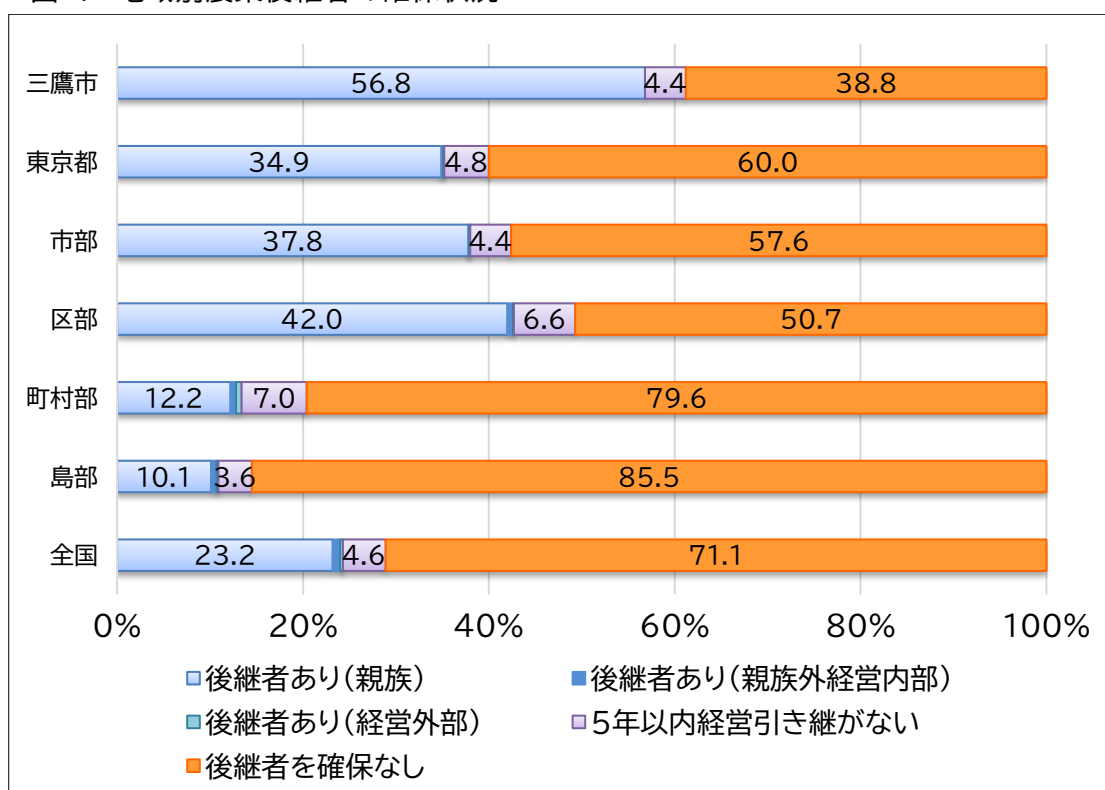
農林業センサス「区市町村年齢別基幹的農業従事者数」

図-6 地域別基幹的農業従事者年齢構成



2020年農林業センサス「区市町村年齢別基幹的農業従事者数」

図-7 地域別農業後継者の確保状況



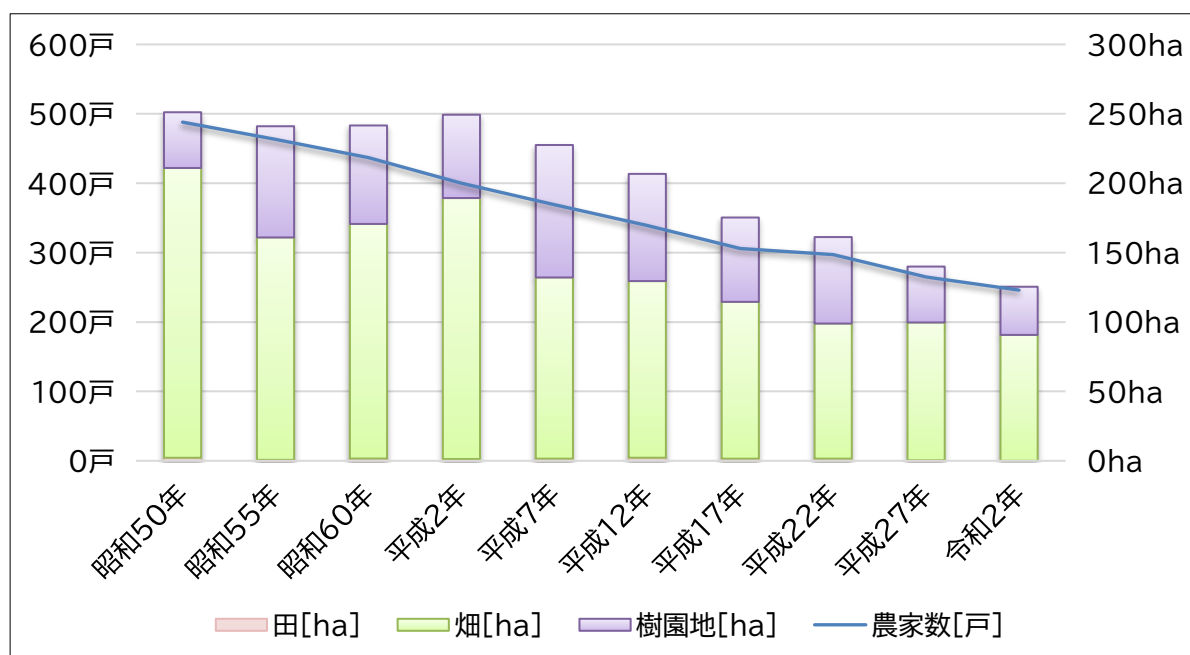
2020年農林業センサス「区市町村後継者の確保状況別経営体数」

(2) 農業人口と農地等の推移

ア 農家人口と耕地面積の推移

農家人口・農家戸数とも単調減少が続いています。耕地面積は、昭和55年から平成2年まで若干増加する傾向にありました。これは長期営農継続農地に対する徴収猶予制度の創設により農業継続条件が良くなったことや郊外地での宅地需要低下等が要因と考えられます。その後、平成12年以降は減少が続いています。

図-8 耕地面積と農家数の推移



農林業センサス

樹園地：果樹、茶、桑などが1a以上まとまっているもので肥培管理している土地

表-3 農家人口と耕地面積の推移

年 度	農家人口[人]		農家戸数[戸]		耕地面積 (ha)					農家戸当たり平均面積[a]
	人	増減	戸	増減	田	畑	樹園地	合計	増減率	
昭和50年	2,679	—	488	—	2.19	208.79	40.15	251.13	—	51.46
昭和55年	2,492	-187	463	-25	0.68	160.28	80.10	241.06	-4.0%	52.06
昭和60年	2,283	-209	437	-26	1.63	169.05	70.93	241.61	0.2%	55.29
平成2年	2,046	-237	400	-37	1.31	188.01	60.03	249.35	3.2%	62.34
平成7年	1,839	-207	369	-31	1.55	130.58	95.41	227.54	-8.7%	61.66
平成12年	1,676	-163	339	-30	2.23	127.27	77.22	206.72	-6.0%	60.98
平成17年	1,098	-578	306	-33	1.53	113.00	60.75	175.28	-15.2%	57.28
平成22年	990	-108	297	-9	1.55	97.38	62.28	161.21	-8.0%	54.28
平成27年	881	-109	265	-32	0.40	99.29	40.25	139.94	-13.2%	52.81
令和2年	773	-108	246	-19	0.00	90.72	34.68	125.40	-10.4%	50.98
					0.00%	72.3%	27.7%	100.0%		
令和2年 東京都	17,053	—	9,567	—	134.27	2,565.13	842.65	3,542.05	—	37.83
					3.8%	72.4%	23.8%	100.0%		

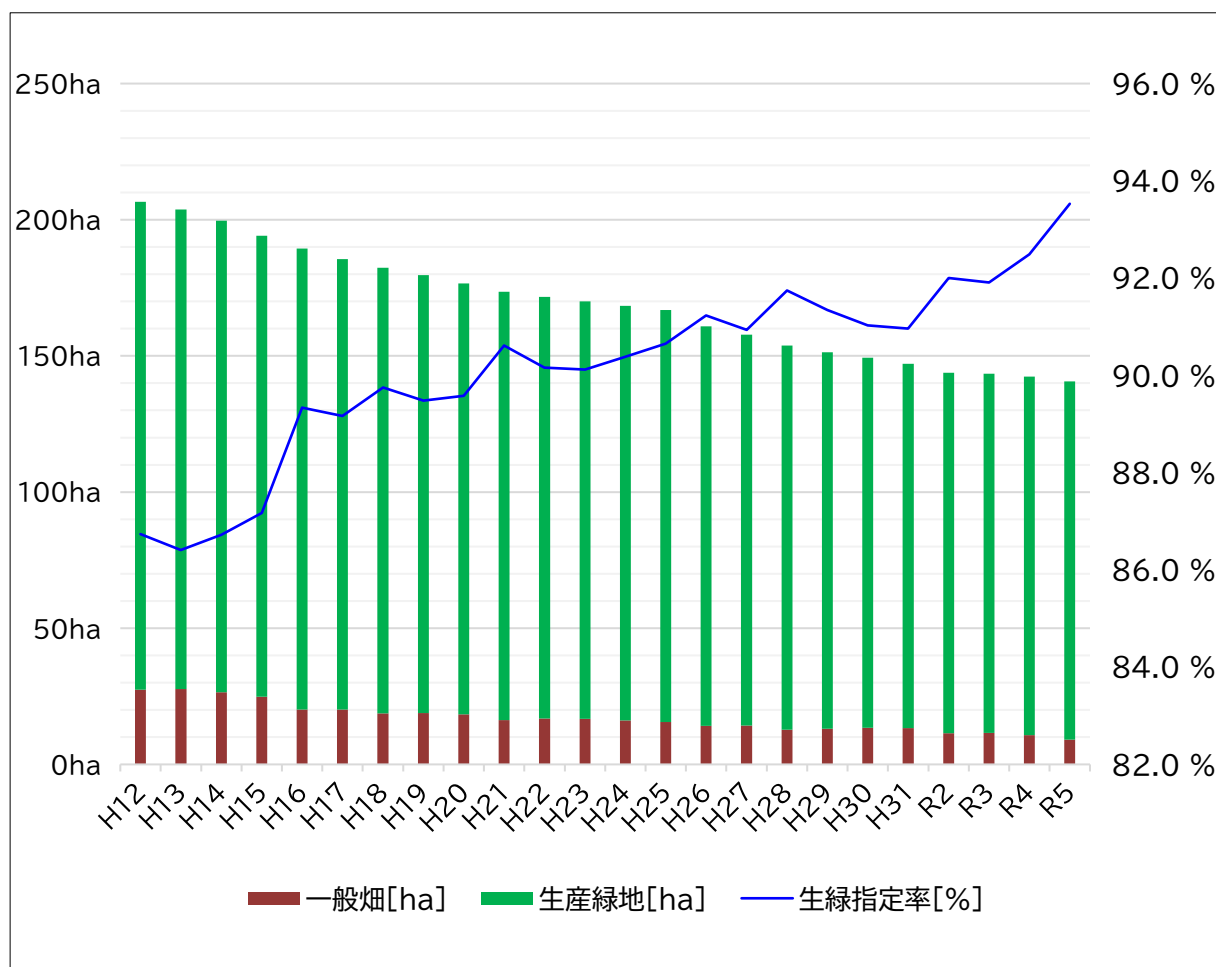
農林業センサス「区市町村年齢階層、男女別世帯員数（個人経営体）」

「新市区市町村農業集落別総農家数」「区市町村別経営耕地の状況」

イ 生産緑地の推移

農地の減少が続く中で、生産緑地も減少傾向にあります。農地全体に比べて生産緑地の減少面積は少なく、相対的に指定率が高まり、令和5年には93.5%に達しています。

図-9 農地と生産緑地指定の推移



農地面積：「三鷹市固定資産概要調書」

生産緑地指定農地面積：三鷹市都市整備部「事業の概要」

表-4 農地と生産緑地指定の推移

年度	農地			生産緑地指定農地			
	面積 [ha]	増減 [ha]	増減率 [%]	面積 [ha]	増減 [ha]	増減率 [%]	指定率 [%]
平成12年	206.6	—	—	179.2	—	—	86.7
平成13年	203.8	-2.8	-1.36	176.1	-3.1	-1.73	86.4
平成14年	199.6	-4.2	-2.06	173.1	-3.0	-1.70	86.7
平成15年	194.1	-5.5	-2.76	169.2	-3.9	-2.25	87.2
平成16年	189.4	-4.7	-2.42	169.2	0.0	0.00	89.3
平成17年	185.5	-3.9	-2.06	165.4	-3.8	-2.25	89.2
平成18年	182.4	-3.1	-1.67	163.7	-1.7	-1.03	89.7
平成19年	179.7	-2.7	-1.48	160.8	-2.9	-1.77	89.5
平成20年	176.6	-3.1	-1.73	158.2	-2.6	-1.62	89.6
平成21年	173.6	-3.0	-1.70	157.3	-0.9	-0.57	90.6
平成22年	171.7	-1.9	-1.09	154.8	-2.5	-1.59	90.2
平成23年	170.0	-1.7	-0.99	153.2	-1.6	-1.03	90.1
平成24年	168.4	-1.6	-0.94	152.2	-1.0	-0.65	90.4
平成25年	166.9	-1.5	-0.89	151.3	-0.9	-0.59	90.7
平成26年	160.8	-6.1	-3.65	146.7	-4.6	-3.04	91.2
平成27年	157.8	-3.0	-1.87	143.5	-3.2	-2.18	90.9
平成28年	153.8	-4.0	-2.53	141.1	-2.4	-1.67	91.7
平成29年	151.3	-2.5	-1.63	138.2	-2.9	-2.06	91.3
平成30年	149.3	-2.0	-1.32	135.9	-2.3	-1.66	91.0
平成31年	147.1	-2.2	-1.47	133.8	-2.1	-1.55	91.0
令和2年	143.8	-3.3	-2.24	132.3	-1.5	-1.12	92.0
令和3年	143.4	-0.4	-0.28	131.8	-0.5	-0.38	91.9
令和4年	142.4	-1.0	-0.70	131.7	-0.1	-0.08	92.5
令和5年	140.6	-1.8	-1.26	131.5	-0.2	-0.15	93.5

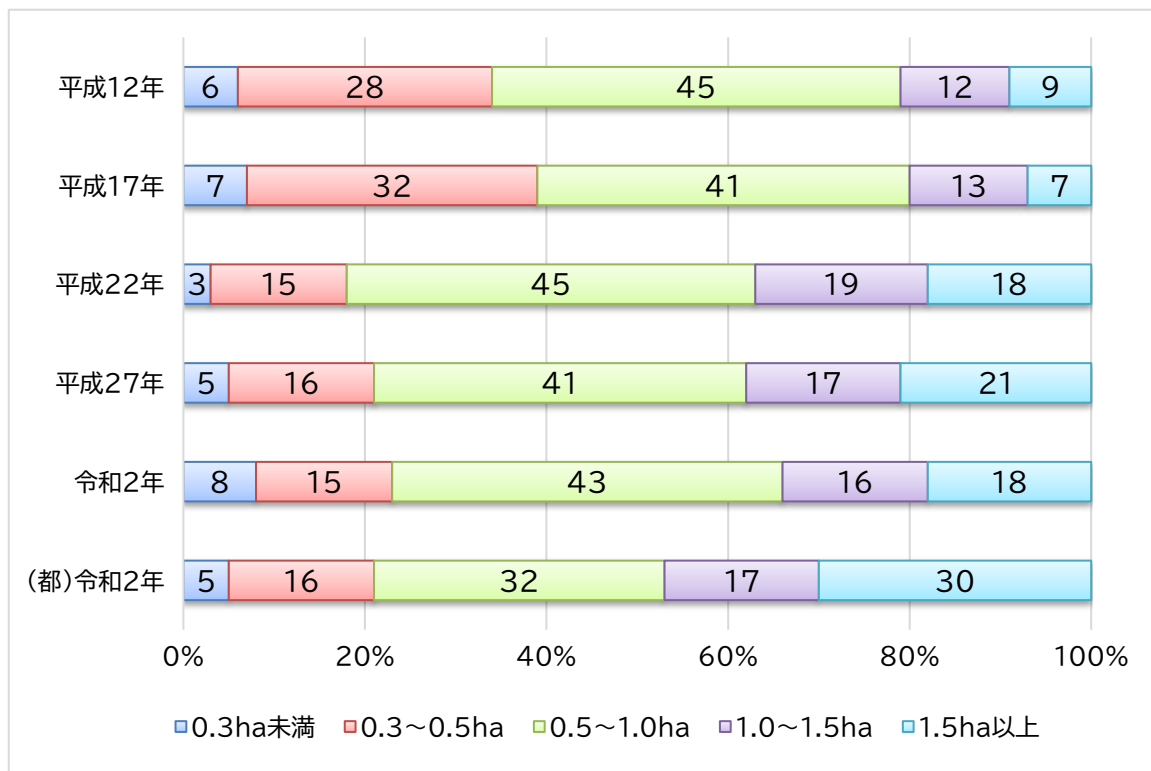
農地面積：「三鷹市固定資産概要調書」

生産緑地指定農地面積：三鷹市都市整備部「事業の概要」

ウ 経営耕地面積規模別農家数の割合

0.5ha以上の農家の割合は、平成12年から平成22年の10年間で16ポイント増加しましたが、その後は緩やかに減少傾向です。令和2年を見ると、0.5ha以上の市内農家の割合は東京都全体と同程度であり、規模的にも安定した農業が継続できる農家が多いといえます。

図-10 三鷹市の経営耕地面積規模別農家数割合の推移



農林業センサス「区市町村経営耕地面積規模別経営体数（農業経営体）」
（平成12年以降は販売農家、令和2年は個人経営体の数値）

（3）農業経営改善の状況

農業経営基盤強化促進法に基づく三鷹市認定農業者制度は、平成21年度に導入され、さらに市独自の制度として令和4年度に準認定農業者制度を創設しました。

また、令和4年度は、農業経営基盤強化促進法に基づく認定新規就農者を認定しました。

表-5 認定農業者等の数と耕地面積（令和6年4月現在）

区 分	経営体数	耕地面積[a]			1 経営体当 たりの市内 耕地面積 [a]
		市内	市外	計	
認定農業者	65	5,158	201	5,359	79.4
準認定農業者	4	163	0	163	40.8
認定新規就農者	2	31	25	56	15.5
合 計	71	5,352	226	5,578	75.4

(4) 生産状況

ア 作付面積と生産量

市内で作付けされている主な農産物と生産量は、以下のとおりです。

表-6 三鷹市の農産物作付延べ面積(令和4年産)

生産種目	作付面積[ha]	生産種目	作付面積[ha]
野菜	111.8	植木	23.0
果樹	41.8	グランドカバー類	2.3
稲・麦類	1.1	芝	0.6
豆類	0.1	緑肥作物	0.1
花き	4.1		
		合 計	184.9

東京都農作物生産状況調査「作付延べ面積」

表-7 三鷹市の主要野菜の作付面積と生産量(令和4年産)

生産品目	作付面積[ha]	生産量[t]	産出額[百万円]
①ブロッコリー	10.6	79	20
②バレイショ	8.9	133	20
③キャベツ	8.6	270	22
④スイートコーン	7.0	44	12
⑤エダマメ	6.7	45	36
⑥ダイコン	6.5	196	18
⑦カリフラワー	5.1	78	11

東京都農作物生産状況調査「野菜作付延べ面積順位」

表-8 三鷹市の主要果樹の作付面積と生産量(令和4年産)

生産品目	作付面積[ha]	生産量[t]	産出額(百万円)
①カキ	8.3	56	23
②キウイフルーツ	8.0	69	32
③ブルーベリー	6.6	19	47
④クリ	5.8	5	2
⑤ギンナン	5.0	5	11
⑥ブドウ	3.2	25	51

東京都農作物生産状況調査「果樹面積順位」

イ 農業産出額が上位の農作物

農業産出額の順位は、以下のとおりです。

表-9 農業産出額順位(令和4年産)

区分	農業 産出額 (百万円)	品目別農業産出額構成比 (順位及び比率はグランドカバー類を除き掲載)				
		1 位	2 位	3 位	4 位	5 位
三鷹市	899	トマト 14%	ナス 6 %	ブドウ 6 %	ブルーベリー 5 %	エダマメ 4 %
東京都	26, 228	トマト 11%	コマツナ 7 %	日本ナシ 6 %	ナス 4 %	フェニックス・ロベレニー 4 %

東京都農作物生産状況調査「農業産出額順位」

ウ 特産品

三鷹市は、ブロッコリー、キャベツ、カリフラワーなどの野菜を中心とした特徴を持つほかに、特産品としてキウイフルーツや銀杏などの栽培が推進されています。

(5) 流通・販売

ア 市場出荷

市場出荷としては、都内の大田、多摩等の各市場を中心に出荷しています。

イ 農産物販売施設等の現況

市内の農産物の販売施設等は、以下のとおりです。

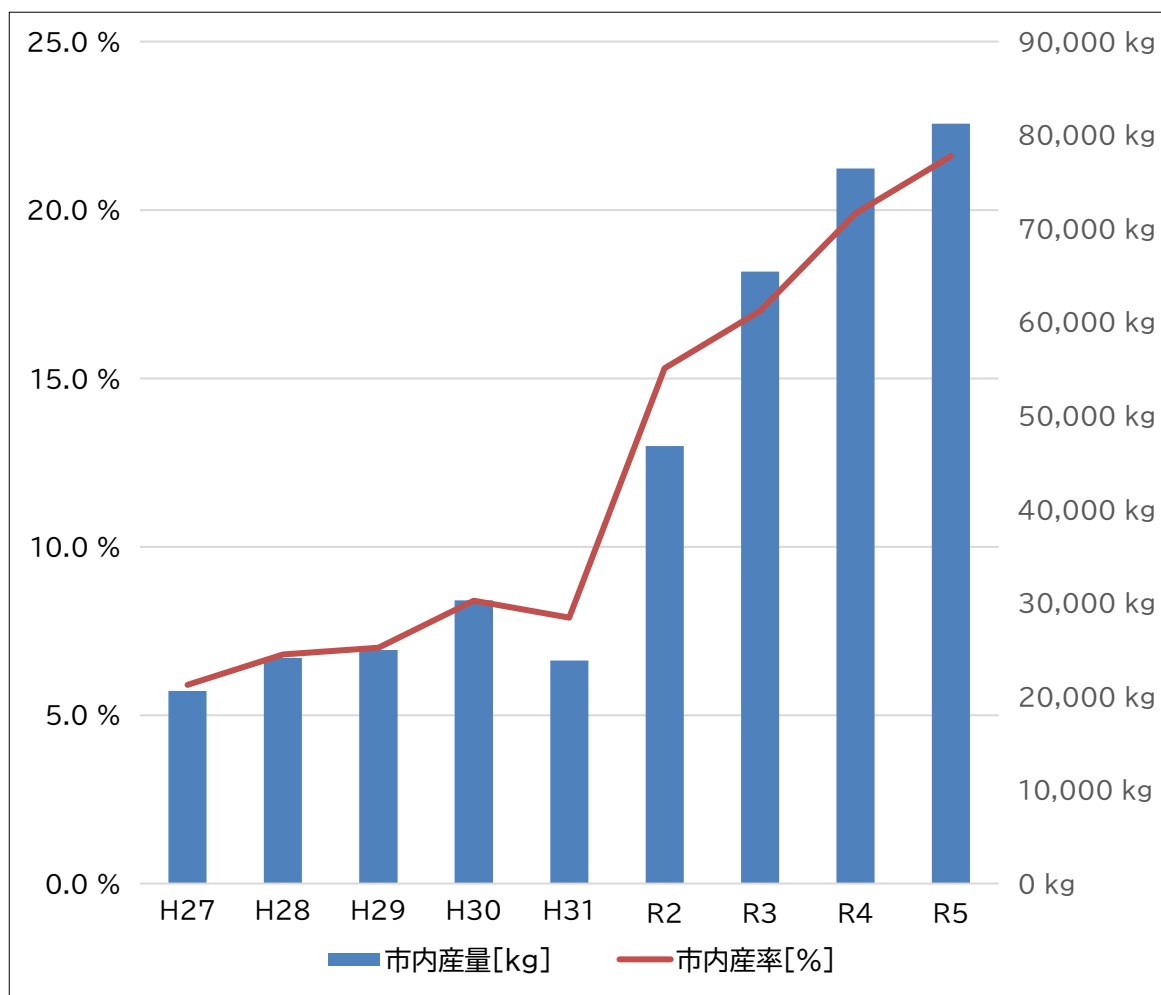
表-10 農産物販売施設等の現況

種 別	場 所	備 考
共同直販所	三鷹緑化センター	3月～11月：午前9時～午後5時 12月～2月：午前9時～午後4時 (休業日：3月・9月の最終平日、 年末年始、夏季)
庭先販売・自動 販売機設置農家	147か所	
観光農園 いちごつみとり ブルーベリー つみとり ぶどうのもぎとり	2戸 8戸 9戸	1月初旬～5月下旬 6月中旬～8月下旬 8月上旬～9月下旬

ウ 学校給食における市内産農産物使用状況

学校給食における市内産農産物の使用率は、令和2年度以降、大幅に増えており、令和5年度は21.6%となりました。

図-11 学校給食における市内産農産物使用量と使用率の推移



(6) 市民交流と農業関係施設

市民が農業に触れる場としては、市民が利用できる市民農園をはじめ、多様な農園等を運営するとともに、農業・農家に関する文化的な施設設備の復元や保全に取り組んでいます。

これらは、市民の農とのふれあいの場であるとともに、農地保全や持続的農業経営にも重要な役割を果たすものであり、市民と農家が交流しやすい多様な形態を検討していくことが大切です。

表-11 農園等の状況

種 別	設置数	概 要
市民農園 大沢 井口 牟礼一丁目 牟礼二丁目 上連雀七丁目第1 上連雀七丁目第3	6 か所	[一般区画] 市民（年齢制限なし）対象 ・区画面積：1区画 20㎡ ・利用料：年間12,000円（1区画） ・176区画 [高齢者向け区画] 60歳以上の市民対象 ・区画面積：1区画 10㎡ ・利用料：年間4,000円（1区画） ・281区画（令和7年3月現在）
ちびっ子農園	1 か所	
学校農園	14か所	
ふれあいの里 大沢の里 牟礼の里 丸池の里 北野の里（仮称）	4 か所	[大沢の里] 国分寺崖線の下に豊かな湧水による水田がある他、小学生を対象とした親子体験農園などを行っています。 [牟礼の里] 玉川上水の南の高台に広がる一団の農地空間で、牟礼の里農園（仮称）整備に取り組んでいます。 [丸池の里] 地域のボランティアとさまざまな活動を行っており、近隣小学校の児童と一緒に稲作などを行っています。 [北野の里（仮称）] 東京外かく環状道路中央ジャンクション蓋かけ上部空間等とその周辺地域を位置づけ検討しています。

表-12 農業・農家に関する文化的施設設備の状況

種 別	設置数	概 要
大沢の里古民家	1 か所	明治35(1902)年に創建され、昭和55(1980)年まで民家として使われていました。 (平成21年三鷹市指定有形文化財指定)
大沢の里水車経営農家	1 か所	文化5(1808)年頃創設された水車と文化10(1813)年代頃に建築された母屋等です。 (東京都指定有形民俗文化財)

3 三鷹市の農業の課題

(1) 三鷹市の農業の特徴

三鷹市の農業の現状等を踏まえ、三鷹農業の特徴について、以下のとおり、4つの視点から「強み」と「弱み」に分類しました。

強み

① 農地

- ・生産緑地指定率が高い。
- ・都市農地として、災害時の緊急避難場所として農地以外の機能発揮されている。
- ・都市農地貸借円滑化法による生産緑地の貸借を行った農地が増えている。

② 農業の担い手と経営

- ・JA青壮年部活動など若手農業者が活躍し、東京都全体と比べ、農家の農業後継者の割合が高い。
- ・各生産組合の活動とともに、認定農業者連絡会活動を行っている。

③ 農産物供給力と地産地消

- ・緑化センターをはじめとしたJAと連携した地場産農産物の購入機会が増えている。
- ・学校給食への地場産農産物の活用が年々、増加している。

④ 農業への理解醸成

- ・JA青壮年部などによる地域貢献活動が盛んである。
- ・農業祭や親子体験農園など農とのふれあいの場が盛んである。

弱み

① 農地

- ・相続等により農地が年々減少している。
- ・住宅に囲まれた比較的小さな農地が多い。

② 農業の担い手と経営

- ・若手農業者数が年々減っている。
- ・農業者認定制度をあまり理解されていない農業者が多い。

③ 農産物供給力と地産地消

- ・学校給食で市内産農産物の需要に対し、生産が追い付かず、十分な供給量が確保できていない。
- ・庭先直売所は多いが、消費者が販売状況の情報を入手する手段が少ない。

④ 都市農業への理解醸成

- ・観光事業や福祉分野との連携が少ない。
- ・農薬散布や土埃等が気になる市民が増加している。
- ・体験農園等の農地が減少している。

(2) 三鷹市における農業振興の課題

三鷹市農業の特徴を踏まえ、今後の三鷹市における農業振興の主な課題を整理しました。

主な4つの課題

① 農地の減少への対応

- 農地保全に向けた貸借の促進
農地の貸借の推進による農地の有効活用
- 生産緑地の維持・保全
農地創出及び生産緑地追加指定の推進
特定生産緑地指定の促進
- 農地の多面的機能の活用
都市農業の多面的機能を活用し、快適な都市環境の実現

② 持続可能な農業 経営への対応

- 農業経営の改善
農業者認定制度の普及促進、農業施設設備等の充実
- 担い手の育成・確保
農業後継者への支援、多様な担い手の確保
- 農産物供給力の向上
農業生産性の向上と農地有効活用の促進
- 地産地消の推進
学校給食における市内産農産物利用拡大、食育の推進
6次産業化やブランド化の推進

③ 農とのふれあいの 機会の充実

- 農にふれる場の創出
市民が農にふれあえる農園の拡充
- 農にふれる環境づくり
農業公園・農業祭の活用
異業種事業と連携した農体験の機会づくり
農文化の継承

④ 農のあるまちづくりに 向けた推進体制

- 関係団体と連携した取り組み
農あるまちづくりの実現に向けた関係団体との連携
- 他自治体との連携した取り組み
農地保全・農業振興など共通課題を持つ自治体との連携

第3章 施策の基本的な考え方と施策体系

1 三鷹市の農業の将来像と基本理念

農業振興のためには、基本的に農地の保全・確保が課題となります。三鷹市の農地は、市街地に農地が混在する状況にあり、住宅や施設など都市的な土地利用との共存が必要になります。また、給与所得者などの勤労者を主に多様な市民が存在するため、農家と市民が、農地・農業の位置づけや役割について、共通の認識を持つことも重要です。

三鷹市農業について、農地の確保を図りつつ、都市の生活環境と調和しながら市民と理解し合える農業を実現するため、三鷹市農業の将来像を、「農地の確保を図りつつ都市の生活環境と調和しながら市民と理解し合える農業」とし、その実現を目指すため、本計画の基本理念を「農のあるまちづくり」と定めます。

2 施策の基本方針

本計画の基本理念を実現し、第2章で示した三鷹市における農業振興の課題を解決するため、4つの施策の基本方針を設定します。

【基本方針1】

都市農地の保全と利用及び循環型農業等の環境に配慮した農業の推進を図ります。

【基本方針2】

持続可能な都市農業の発展を目指し、新鮮で安全な農産物の供給力及び入手機会の拡充とともに、6次産業化等の活用方法の多様化に努め、地産地消を推進します。

【基本方針3】

市民と連携した都市農業を目標とし、市民と農とのふれあいを推進します。

【基本方針4】

農業者や市民に対する支援体制づくりと、農業者、市民、市及び関係機関が「農のあるまちづくり」を協働で推進する体制の整備を図ります。

3 施策体系



第 2 部 各 論

第2部 各論

第1章 農地の保全と利用の推進

1 基本的な考え方

都市の良好な居住環境の保全が求められる中で、都市農地・都市農業は、新鮮な農産物の供給に加えて、防災、景観形成、環境保全、農業体験・学習の場など、生活環境を豊かにし都市の価値を高める多面的な機能を有しており、これらの保全と活用は重要です。

農地に関する法制度等を活用して、生産緑地を中心とした農地の保全を推進し、都市農地・都市農業の多面的機能が発揮できる環境整備を推進します。

さらに、持続的に農業生産活動を展開するため、地域資源を活用した循環型農業等に取り組むなど、農業生産環境の維持・改善を推進します。

2 体系図

方針1 農地の保全と利用の推進

【基本方針】

都市農地の保全と利用 及び 循環型農業等の環境に配慮した農業の推進を図ります。

(1)生活環境と調和した 農地の保全

- ① 農地制度等の活用による農地保全と活用
- ② 生産緑地保全の推進
- ③ 相続税等土地税制に関する国等への要請
- ④ 農地の多面的機能の活用
- ⑤ 災害時協力農地の取組の推進
- ⑥ 農地創出の推進

(2)環境保全型農業の推進

- ①東京都環境負荷低減事業活動の促進に関する基本計画の推進
- ②土壌改善・堆肥生産等の支援
- ③獣害防止対策の強化
- ④家畜・植物防疫体制の推進
- ⑤気候変動による影響の把握

3 施策の展開

(1) 生活環境と調和した農地の保全

No	事業名	主な事業内容	主な推進主体
①	農地制度等の活用による農地の保全と活用	市街化区域内の農地は、農地法その他、都市計画法、生産緑地法、相続税納税猶予制度など様々な法制度が適用されています。これらの適正な運用と積極的な活用とともに、三鷹市緑と水の基本計画2027の「農地保全に向けた基本方針」を踏まえ、農地保全を図ります。	農家 農協 市
②	生産緑地保全の推進	農地保全には、生産緑地制度と相続税納税猶予制度の活用が非常に有効です。今後も生産緑地地区の追加指定及び都市計画決定の告示後30年経過する生産緑地地区の「特定生産緑地」の指定を推進するとともに、関係法制度を周知し適正な運用を図ります。また、生産緑地を対象とした「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」を周知し、認定農業者等による農業生産拡大等に取り組むなど、生産緑地の有効活用の促進を図ります。	農家 農協 農業委員会 市
③	相続税等土地税制に関する国等への要請	農家における相続の発生は、農地が減少する大きな要因です。相続により手放された農地の多くは宅地化しています。都市農地の保全と利用の促進を図るため、相続があっても農地が農地のまま存続できる制度の創設などを東京都農業会議や都市農地保全推進自治体協議会と連携し、国等へ要請します。	農家 農協 農業委員会 市
④	農地の多面的機能の活用	都市農地・都市農業が持つ、農産物の供給機能に加えて、防災、景観形成、環境保全、農業体験・学習の場など、地域社会において多面的で公益的な機能の発揮に向けた取組を支援します。また、基本構想に掲げる「高環境のまちづくり」を進めるため、三鷹市景観づくり計画や三鷹市緑と水の基本計画2027などを踏まえ「農のある風景」づくりを推進します。特に、ふれあいの里周辺については、周辺の農地を連続した緑地空間として一体的に保全・活用し、地域との交流を促進します。	農家 農協 市
⑤	災害時協力農地の取組の推進	災害に強いまちづくりの推進は、市民の生命を守るうえで重要な課題です。都市農地の防災機能を周知するとともに、災害時協力農地の取組を推進します。	農家 農協 農業委員会 市
⑥	農地創出の推進	宅地や駐車場等の農地への転換を推奨し、東京都等と連携し支援します。	農家 東京都 市

(2) 環境保全型農業の推進

No	事業名	主な事業内容	主な推進主体
①	東京都環境負荷低減事業活動の促進に関する基本計画の推進	農業による環境への負荷低減のため、化学肥料・化学合成農薬の使用低減及び地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動である環境保全型農業による、生活環境と調和した農地活用や農産物提供を支援するとともに、東京都と連携してGAPやエコ農産物の認証制度の普及を図ります。	農家 農協 市
②	土壌改善・堆肥生産等の支援	夏果菜病害対策、根こぶ病対策及び土壌検査などの土壌病害対策を支援します。また、市内関係機関等が協働して取り組む馬糞や落葉等の地域資源を原材料とした良質な堆肥の生産及び利活用の支援に加え、植木・果樹の剪定枝等の堆肥化を図るなど、地域資源が循環する都市農業の振興を推進します。	農家 農協 市
③	獣害防止対策の強化	害獣による農産物被害を抑制するため、農協と協働し、ハクビシンやアライグマ等の害獣被害防除、加害獣捕獲処分及び啓発活動等の対策を行います。	農家 農協 市
④	家畜・植物防疫体制の推進	近年、都内でも高病原性鳥インフルエンザに感染した死亡野鳥個体が発見されています。高病原性鳥インフルエンザの家きんや人への感染を予防するため、東京都等の関係機関・団体と連携し、家きんに高病原性鳥インフルエンザ等が発生した場合に備え体制整備を行います。	農家 農協 東京都 市
⑤	気候変動による影響の把握	近年、夏季の猛暑が農産物の品質や収穫量に大きな影響を与えています。農業生産は、一般的に気候変動の影響を受けやすく、生育障害や品質低下、さらに病虫害被害拡大の可能性が指摘されています。農協等の関係機関と協力し、農産物の栽培時期や適正な品種選択などの気候変動に適応するための情報の収集及び提供を推進します。	農家 農協 東京都 市

第2章 持続可能な農業経営、地産地消の推進

1 基本的な考え方

意欲的に取り組む農業者が持続可能で効率的な農業経営を営むため、農業経営改善計画の認定制度や農業施設設備整備への支援などを通じて、農業者が経営基盤を強化させ、地域との連携を深めながら都市環境に適した農業を推進します。

また、持続可能な農業の発展を支えるため、後継者支援の促進とともに、市民の農業体験、援農ボランティアの育成、そして農福連携など、幅広い取組を通じて、多様な人材を農業に取り込み、担い手の育成・確保を図ります。

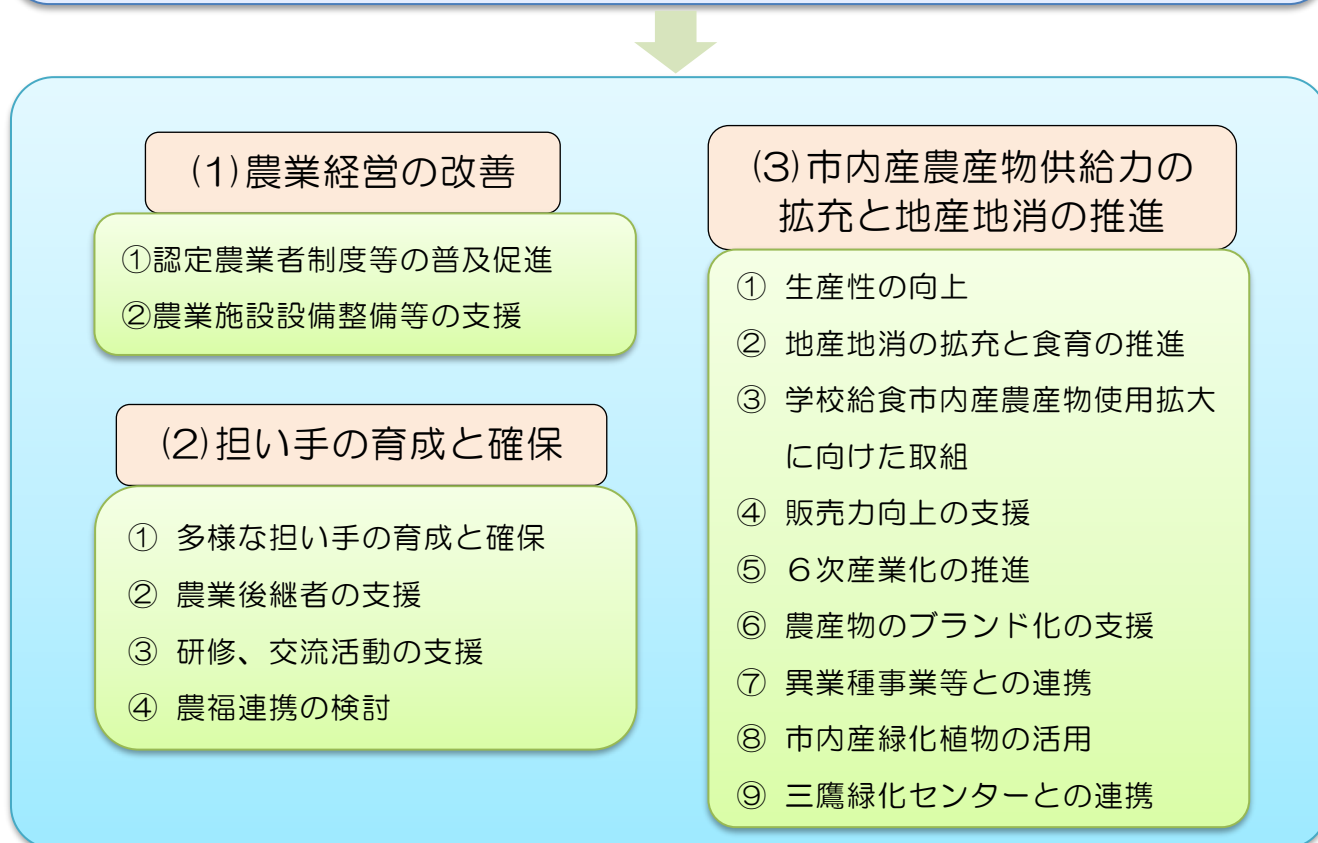
さらに、限られた農地面積の効率的な活用を促進するとともに、6次産業化やブランド化等による安全で高品質な農産物の供給力の向上、及び学校や保育園等における食育の取組、新たな技術導入の検討などにより、地域で生産された農産物を地域内で消費する仕組みの拡充を推進します。

2 体系図

方針2 持続可能な農業経営、地産地消の推進

【基本方針】

持続可能な都市農業の発展を目指し、新鮮で安全な農産物の供給力及び入手機会の拡充とともに、6次産業化等の活用方法の多様化に努め、地産地消を推進します。



3 施策の展開

(1) 農業経営の改善

No	事業名	主な事業内容	主な推進主体
①	認定農業者制度等の普及促進	農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者制度及び市独自の準認定農業者制度の認定の意義やメリットを周知し認定者増を図ります。また、農業委員会、東京都、農協等と連携して、認定者自ら作成した農業経営改善計画に基づく農業経営の改善を支援します。さらに、三鷹市認定農業者連絡組織への支援及び関係機関と協働した取組により、農業経営の強化を推進します。	農家 農協 東京都 農業委員会 市
②	農業施設設備整備等の支援	都市に調和した持続的な農業経営を図るため、農業経営改善計画の達成や農業経営の効率化・安定化のための農業施設設備の導入や改善等を支援するとともに、農業者の暑熱対策等の安全対策への支援を検討します。	農家 農協 東京都 市

(2) 担い手の育成と確保

No	事業名	主な事業内容	主な推進主体
①	多様な担い手の育成と確保	農業に関心を持つ市民を対象に、農作業体験や農業者との交流などを通じて、都市農業を意義や役割について理解を深めるとともに、農家の労働力不足を支援する援農ボランティアを養成します。	農家 農協 東京都 市民 市
②	農業後継者の支援	東京都及び農業委員会等で実施している農業後継者に対する表彰制度を活用し、後継者の農業意欲の向上を図ります。また、農業経営基盤強化促進法に基づく青年等就農計画の認定や農業施設等整備支援等により定着を支援します。	農家 農協 東京都 農業委員会 市
③	研修、交流活動の支援	持続的な農業振興を図るため、農業後継者団体の研修活動や交流活動、市民との交流事業などを支援し、地域に根づいた農業の担い手の育成を図ります。また、女性農業者が積極的な活動を通じて地域農業に貢献できるようグループ活動などに支援します。	農家 農協 東京都 市
④	農福連携の検討	福祉分野では、障がい者等社会的に支援が必要な者の就労機会の確保や賃金・工賃の向上等を通じて、地域で質の高い自立生活を営むことにつながり、農業分野では、地域貢献とともに、農業就業人口の減少や担い手の高齢化が進む中、新たな働き手の確保につながる可能性があることから、関係者等のニーズを把握するとともに、福祉部門との連携を検討します。	農家 農協 東京都 市

(3) 市内産農産物供給力の拡充と地産地消の推進

No	事業名	主な事業内容	主な推進主体
①	生産性の向上	限られた農地面積で安全で良質な農産物の供給力を高めるため、都市農地貸借の活用による経営面積の拡充のほか、農業技術向上の取組、農作業の省力化等を目的とした新たな技術等の導入の取組などを積極的に支援します。	農家 農協 東京都 農業委員会 市
②	地産地消の拡充と食育の推進	農産物自動販売機導入など直接販売所の売上拡充の取組、学校給食用農産物の生産拡大の取組などを支援します。特に、学校や保育園では、地産地消の観点から市内産農産物のさらなる活用を図るため、楽しく食べることを通して食に関する正しい知識や望ましい食習慣等が身につく食育を推進します。	農家 農協 教育委員会 市
③	学校給食市内産農産物使用拡大に向けた取組	学校給食における市内産農産物使用率30%を当面の目標として、市内産の季節の野菜を積極的に学校給食に取り入れることにより、食育や地産地消の推進等とともに、持続的な農業経営の安定化を図ります。さらに、学校給食用市内産農産物の学校・農協・農家間の調達システムの効率化を検討します。	農家 農協 東京都 農業委員会 教育委員会 市
④	販売力向上の支援	市内産農産物を市民が安心して購入できるよう、農業者と消費者を直接繋げる直接販売事業を進め、市場の多様なニーズの把握や高付加価値化・ブランド化による農業者の安定的な販売事業を支援します。また、庭先直売所情報発信のICT技術のなど農業者の販売力向上や収益確保につながる取組を支援します。	農家 農協 東京都 農業委員会 市
⑤	6次産業化の推進	市内産農産物の付加価値を高めるための加工品製造の取組をはじめ、一度に販売しきれない農産物や生鮮で利用困難な農産物の粉末加工等により有効活用するための取組などに対する支援の在り方を検討するなど、6次産業化を推進します。	農家 農協 市
⑥	農産物のブランド化の支援	農商工の連携による生販一体型である6次産業化や東京都と連携した取組を進めることにより、農産物の品質や付加価値を高めるための三鷹産農産物のブランド化を支援します。	農家 農協 東京都 農業委員会 市
⑦	異業種事業等との連携	市内産農産物の飲食店や加工業者への供給、農産物を活用した観光事業、農産物の6次産業やブランド化等への展開に向け、商工など異業種事業等との連携を検討します。	農家 農協 市

⑧	市内産緑化植物の活用	市では誕生記念樹配布事業において市内産苗木の利用を図っています。さらなる市内産緑化植物の活用を図るため、生産と利用の両面から潤いのある緑の創出を推進し、市や民間事業者等が行う緑化事業での市内産緑化植物の利用推奨を検討します。	農家 農協 市
⑨	三鷹緑化センターとの連携	三鷹緑化センターは、市内の緑化推進に向けて緑を提供するとともに市内産野菜の販売など市民生活に大きな貢献をしています。生産者である農家の販売拠点として出店者会と農協の協力のもと運営されています。今後は、市内産農畜産物への理解と利用拡大を図るとともに、利用者がより増加するように施設のPRなど、市民への周知に協力していきます。	農家 農協 市

※ 6次産業化：1次産業としての農林漁業と、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出すこと。

1次産業×2次産業×3次産業＝6次産業ということで名づけられた。

＜例＞トマト生産組合（生産者）が生産したトマトをトマトクッキー・ケーキ・ジュースに加工をして、これを直売所に出荷し販売する。

第3章 市民と農とのふれあいの推進

1 基本的な考え方

農とのふれあいの機会を求めている市民の期待に応え、ふるさととして愛着のもてる「農のあるまちづくり」のため、農業公園、市民農園、体験農園等での農業体験、並びに農業祭やつどい事業等での市民と農業者の交流などの市民が農業に触れる機会や取組によって、市民の都市農業の意義や役割の理解醸成を図るとともに、地域全体で農業を支える環境づくりを推進します。

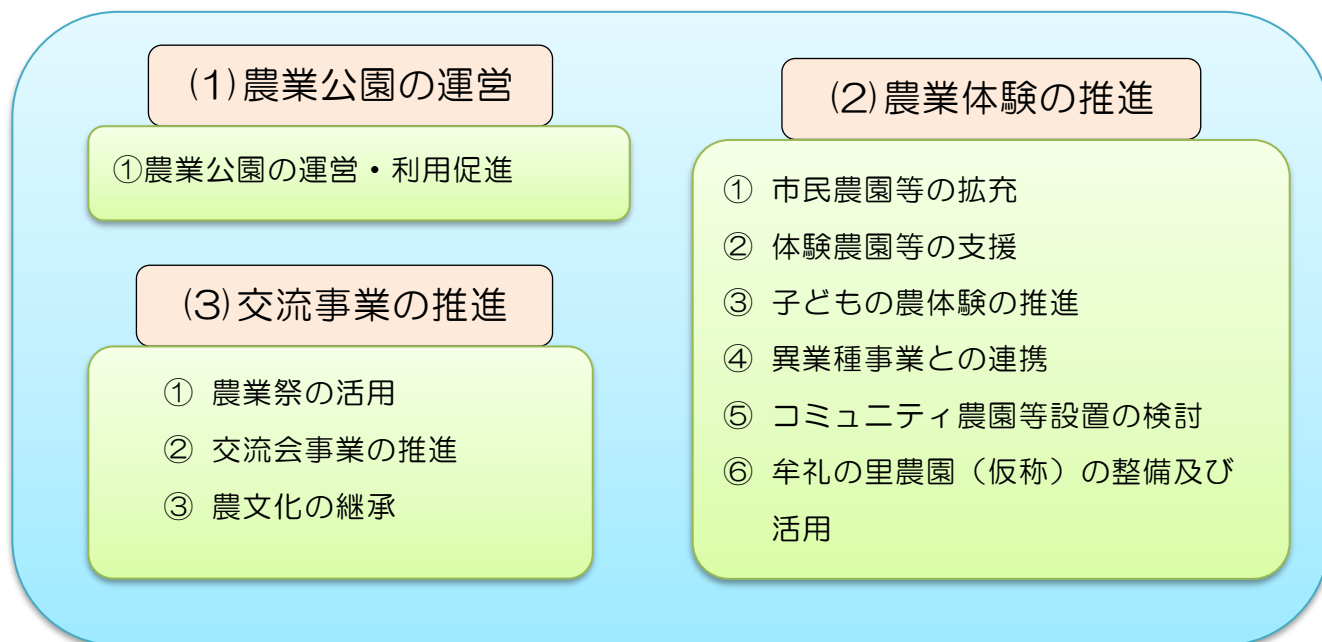
また、農業は、農産物の生産とともに、地域における文化や伝統を継承する重要な役割を担っています。このため、農業に関連する歴史や活動を次世代に伝える取り組みを進め、農文化の価値を市民全体で共有し、農業を通じた持続可能な地域社会の醸成を図ります。

2 体系図

方針3 市民と農とのふれあいの推進

【基本方針】

市民と連携した都市農業を目標とし、市民と農とのふれあいを推進します。



3 施策の展開

(1) 農業公園の運営

No	事業名	主な事業内容	主な推進主体
①	農業公園の運営・利用促進	緑化推進の拠点である農業公園の交流機能の充実を図るため、農業公園運営懇談会の提案を踏まえるとともに、実習農園での野菜栽培やガーデニングエリアでのガーデニングの講習会、さらに周辺農地と連携した農業体験など、農を通じた市民同士の新たなコミュニティづくりの場となる取組の利用を促進します。	農家 農協 市民市

(2) 農業体験の推進

No	事業名	主な事業内容	主な推進主体
①	市民農園等の拡充	貸出区画で耕作から収穫まで一連の野菜づくりを行う市民農園について、利便性向上等を図るため、一般区画と高齢者区画の一体的運用を推進するとともに、多くの市民が利用できるよう、地域的にバランスのよい配置をめざし、新たな農園の確保に努めます。	農家 農協 市民市
②	体験農園等の支援	本格的に農業の技術を学び、農作業を通じ農家との交流を深めたいという新たなニーズに応えるため、農家が農業経営の一環として行う体験農園の整備を支援します。	農家 農協 市民市
③	子どもの農体験の推進	学校農園やちびっこ農園など子ども世代における農体験の取組を推進します。	農家 農協 教育委員会 市
④	コミュニティ農園設置の検討	さらなる農とのふれ合いの実現に向け、市民等が自ら管理・運営を行うコミュニティ農園設置の支援のあり方を検討します。	農家 市民市
⑤	牟礼の里農園（仮称）の整備及び活用	市民が農にふれあう環境の整備に向け、農業体験の他、農業に関する各種講習会を実施できる場のあり方や維持管理方法等の検討を進め、計画期間内の開設を目指します。	農家 市民市

(3) 交流事業の推進

No	事業名	主な事業内容	主な推進主体
①	農業祭の活用	農業祭は、三鷹産の農産物の消費拡大・品質の向上をめざすとともに、市民・農業者の交流の場や都市農業に対する理解醸成の場としてその充実を図ります。	農家 農協 市民 農業委員会 市
②	交流会事業の支援	「都市農業を育てる市民のつどい」等農作物の収穫体験などの市民が農と触れ合う事業により、市民の都市農業に対する理解醸成を図ります。	農家 農協 農業委員会 市
③	農文化の継承	農業は、生産活動により食料等を供給し、また、良好な住環境形成にもつながっています。農業に関連する活動や取組の歴史は、三鷹市民の大きな財産となっています。地域社会の基盤でもある農文化を次世代へ継承していきます。	農家 農協 農業委員会 市

第4章 推進体制の整備

1 基本的な考え方

農業は、地域産業の重要な構成要素ですが、その基礎となる都市農地の保全と都市農業の振興への支援が課題となっています。

特に、農地保全に向けた具体的な施策や農業の担い手育成の推進、都市農業に対する市民の理解促進、他自治体との連携による制度改善などを通じて、持続可能な都市農業の発展が期待されます。

さらには、本計画を推進し、農業振興を実現、さらには都市農業の持続的な発展を推進していくためには、行政、農業者、関係団体、市民など多様な主体がそれぞれの役割分担を明確にしながら相互の連携を強化していくことが求められています。

そのため、農業者の自主性・自助努力を尊重しながら、市として、農協等の関係団体と十分協議を行い、今後も地域の農業振興に積極的な役割を果たすよう要請するとともに、他自治体とも連携を図りながら、国や都に法制度の制定や改正の要望などを積極的に行い、本計画を推進していきます。

2 体系図

方針4 推進体制の整備

【基本方針】

農業者や市民に対する支援体制づくりと、農業者、市民、市及び関係機関が「農のあるまちづくり」を協働で推進する体制の整備を図ります。



(1) 組織体制の強化

- ① 関係団体・農業法人等との連携の強化
- ② 農業者・市民・関係団体との協働の推進

(2) 他自治体との連携の強化

- ① 他自治体との連携の強化

3 施策の展開

(1) 組織体制の強化

No	事業名	主な事業内容	主な推進主体
①	関係団体・農業法人等との連携の強化	農地の保全や農業の担い手の育成・確保などの農業経営の強化、市民の都市農業への啓発活動等について、農協や公益財団法人東京都農林水産振興財団等の関連団体などと連携して農業振興に繋がる取組を推進します。	農家 農協 東京都 農業委員会 市
②	農業者・市民・関係団体との協働の推進	計画を具体化するために、農業者、農業団体、行政、市民、消費者団体、市民団体等が定期的に意見交換会の開催や協働による取組を検討します。	農家 農協 東京都 市民 農業委員会 市

(2) 他自治体との連携の強化

No	事業名	主な事業内容	主な推進主体
①	他自治体との連携の強化	持続的な都市農業を向けて、相続税等の税制及び都市計画や生産緑地制度等の農地関係制度の見直しについてなど、都市農地保全推進自治体協議会や東京都農業会議等の関係機関を通じ国等に要請していきます。	農家 農協 東京都 農業委員会 市

第 3 部

農業経営基盤強化促進法に基づく基本構想

第3部 農業経営基盤強化促進法に基づく基本構想

第1章 三鷹市農業経営基盤強化促進基本構想

1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

(1) 農家戸数（表-3）

令和2年の農家数は246戸で、平成22年から令和2年までの10年間の農家の減少は、年平均5.1戸となっています。今後も農家の減少は続くと考えられますが、本計画に基づく施策を講じることにより、年間減少戸数4戸に抑えることを目標とし、目標年度（令和9年度）における農家数を約218戸と設定します。

(2) 農地面積（表-4）

令和5年の農地面積は140.6haであり、平成25年から令和5年まで、面積は26.3ha、年平均1.70%の減少となっています。今後も相続等のやむを得ない事情により農地の減少が続くと想定されますが、本計画に基づく施策を講じることにより、増減率をマイナス1.50%に抑え、目標年度（令和9年度）における農地面積は132haと設定します。

(3) 認定農業者数・準認定農業者・認定新規就農者（表-5）

令和5年度末の農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者数は65経営体、認定新規就農者数は2経営体、市独自制度の準認定農業者数は4経営体であり、これらの認定農業者等の合計は71経営体で、農家戸数の約29%です。

農地面積が減少していく中、農業経営は更に厳しい環境となるとともに、更なる農家戸数の減少が予想されますが、今後もさらに認定農業者等制度の啓発を行うとともに、認定者の農業経営改善の達成に向けて、国や都の支援制度の活用を図るほか、引き続き市独自の支援策を行い、準認定農業者や認定新規就農者を認定農業者に誘導し、目標年度（令和9年度）における認定農業者等の数は、概ね76経営体（認定農業者67経営体、準認定農業者7経営体、認定新規就農者2経営体）、農家戸数の約35%と設定します。

(4) 認定農業者の年間労働時間、年間労働力と年間農業所得

年間労働時間は、農業者の健康や余暇時間を確保する観点から、農作業の省力化を積極的に進めるとともに、経営に合わせた雇用や援農ボランティアなどの活用により、主たる従事者1人当たりの年間労働時間は、おおむね1,800時間を目標とします。

年間労働力は、主たる従事者1人と補助的従事者1人からなる家族経営を基本にして、パートタイムを中心とする雇用や援農ボランティアなどの活用も推進します。

年間農業所得は、三鷹市の農業形態に合わせ、三鷹市の農業をリードする経営体

として1,000万円、地域の農業経営を担う経営体として600万円、農業の広がりを支える経営体として300万円を目標とします。

また、準認定農業者の認定要件は、農業経営改善計画を作成した5年後の経営目標において、農業収入が1アールあたり8万円以上、または農業所得が200万円以上300万円未満としています。

(5) 農業経営の改善

農産物の販売では都市農業の利点を活かし、契約栽培や直売を主に地場流通を促進します。

農業経営は新たな管理手法を取り入れ合理化を進めるとともに、複式簿記の記帳により経営と家計の分離を図ることや青色申告の実施を進めます。また、施設や農業機械整備の支援及び臨時雇用、援農ボランティアによる労働力軽減促進、家族間の役割分担の明確化による労働環境の改善を進めます。

(6) 新規就農の現状と新たに農業経営を営もうとする青年等の確保

ア 新規就農の現状と新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

三鷹市の過去5年間の認定新規就農者平均は3人です。市は農地保全についても、市内農地の約9割を生産緑地地区として指定するなど積極的な取り組みを進めていますが、今後も相続上の事情から農地の減少が続くとともに、市全域が市街化区域のため、制度上、多くの農業への新規参入は見込めない状況にあります。このことから、三鷹市は、新たに農業経営を営もうとする青年等の確保については現状の年間平均3人を維持し、減らすことのないように努めることを目標とします。

イ 青年等が目標とすべき所得水準、労働時間等の基本的な考え方

現に三鷹市及び周辺自治体で展開している優良事例を踏まえ、主たる従事者1人あたりの年間労働時間は、おおむね1,800時間を目標としつつ、経営開始から5年後の年間所得300万円を確保することを目標とします。

ウ 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた市の取組

三鷹市は、アで掲げた目標を達成するため、今後も認定新規就農者を含む市内農業者への支援策の充実を図るよう努めます。また、青年等が安心して農業経営を営めるように、都市農業振興基本法施行以降に制定や改正された都市農地を保全及び都市農業を振興するための法制度の活用を図るとともに、相続等があっても農地が農地として存続できる制度の創設などについて、他市区町村と連携して国等に働きかけていきます。

三鷹市における認定新規就農者への支援体制については、東京都の「農業経営・就農支援センター」の就農支援業務拠点である公益財団法人東京都農林水産振興財団及び一般社団法人東京都農業会議（以下「東京都農業会議」という。）との連携を図りながら、就農相談機能の充実を図ります。さらに、技術指導及び経

営指導については、北多摩農業改良普及センターや東京むさし農業協同組合等と連携して重点的に指導を行い、将来的には認定農業者へと誘導していきます。

2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

(1) 営農類型の設定

営農類型は、三鷹市の農業を担う農業経営体を育成する目標として、農業所得別に以下の経営体モデルを設定します。

ア 三鷹の農業をリードする経営体モデル（所得目標1,000万円）

番号	分類	営農モデル	経営耕地面積[a]	労働力[人]	主な品目	主な施設・機械
1	野菜	契約出荷、直売、学校給食への出荷を主とする野菜経営	80	3 +雇用等	トマト、キュウリ、ナス、ブロッコリー等多品目、野菜苗、養蜂	パイプハウス、トラクター、保冷庫
2	植木	緑化木の生産と流通を行う経営	300	3 +雇用等	トキワマンサク、シマトネリコ、アラカシ、サツキ、キンモクセイ	クレーン付きトラック、バックホー、チップパー、パイプハウス
3	果樹 野菜	果樹と野菜を組み合わせた経営	90	3 +雇用等	ブドウ、キウイフルーツ、柑橘類、トマト、キュウリ、ナス、ブロッコリー等多品目	パイプハウス、トラクター、保冷庫、スピードスプレイア

イ 地域の農業を担う経営体モデル（所得目標600万円）

番号	分類	営農モデル	経営耕地面積[a]	労働力[人]	主な品目	主な施設・機械
1	野菜	軟弱野菜の市場出荷を主とする野菜経営	50	3	軟弱野菜	トラクター、耕運機、保冷庫
2	野菜	多品目野菜の直売を主とする野菜経営	60	3	トマト、キュウリ、ナス、ブロッコリー等多品目	パイプハウス、トラクター、保冷庫、管理機
3	野菜	多品目野菜の市場出荷と直売を主とする経営	70	3 +雇用等	トマト、キュウリ、ナス、ブロッコリー等多品目	トラクター、耕運機、保冷庫
4	野菜	多品目野菜の直売と観光農園を組み合わせた経営	80	3 +雇用等	トマト、キュウリ、ナス、ブロッコリー、イチゴ等多品目	パイプハウス、トラクター、保冷庫、管理機
5	植木	緑化木の生産と流通を行う経営	100	3	ハナミズキ、トキワマンサク、モミジ、コニファー類	クレーン付きトラック、根切りチェーンソー、パイプハウス
6	果樹	果樹の生産販売を主とした経営	60	4	キウイフルーツ、ブドウ、ブルーベリー、ギンナン	パイプハウス、保冷庫、スピードスプレイヤー
7	花卉 畜産 野菜	花壇苗等花卉、鶏卵、野菜の複合経営	90	2 +雇用等	花壇用苗物、鉢花、鶏卵、野菜	パイプハウス、トラクター

ウ 農業の広がりを支える経営体モデル（所得目標300万円）

番号	分類	営農モデル	経営耕地 面積[a]	労働力 [人]	主な品目	主な施設・機械
1	野菜	野菜の観光摘み取りを主とした経営	45	2 +雇用等	イチゴ、キュウリ、ナス、サツマイモ、柑橘類	パイプハウス、トラクター、ヒートポンプ
2	野菜	多品目野菜の直売を主とした経営	50	2	トマト、キュウリ、ナス、ブロッコリー等多品目	パイプハウス、トラクター、管理機
3	野菜	多品目野菜の直売を主に市場・学校給食・契約等の出荷を行う経営	60	3	トマト、キュウリ、ナス、ブロッコリー等多品目	パイプハウス、トラクター、管理機、保冷庫
4	野菜	多品目野菜を主に苗物生産や加工品販売等を行う経営	70	3 +雇用等	トマト、キュウリ、ナス、ブロッコリー等多品目、野菜苗、加工品	パイプハウス、トラクター、管理機、保冷庫
5	果樹	果樹の生産販売を主とした経営	50	2 +雇用等	キウイフルーツ、ブドウ、ブルーベリー、ギンナン	パイプハウス、保冷庫、スピードスプレヤー
6	果樹	果樹の観光摘み取りを主とした果樹経営	100	2 +雇用等	キウイフルーツ、ブドウ、ブルーベリー	パイプハウス、保冷庫、スピードスプレヤー
7	花卉	花壇苗を主に生産・販売を行う経営	70	3	花壇用苗物、鉢物	パイプハウス、ホイールローダー
8	植木	緑化木の生産と流通を行う経営	70	2 +雇用等	ハナミズキ、トキワマンサク、モミジ、コニファー類	クレーン付きトラック、根切りチェーンソー、パイプハウス
9	植木	緑化木とグランドカバー類の生産と流通を行う経営	90	2 +雇用等	ハナミズキ、トキワマンサク、モミジ、コニファー類、グランドカバー類	クレーン付きトラック、根切りチェーンソー、パイプハウス
10	野菜 果樹	野菜と果樹を組み合わせた経営	70	2	ブドウ、キウイフルーツ、トマト、キュウリ、ナス、ブロッコリー等多品目	パイプハウス、トラクター、管理機、保冷庫
11	植木 果樹	緑化木を主に果樹等を組み合わせた経営	70	2	筍、イチジク、柑橘類、コニファー類、庭園樹	クレーン付きトラック、根切りチェーンソー、パイプハウス
12	植木 花卉	緑化木と花壇苗の生産の経営	30	2	シャクヤク、コニファー類、グランドカバー類、ハボタン、バラ	クレーン付きトラック、根切りチェーンソー
13	花卉 畜産	切花等花卉と鶏卵との複合経営	60	2 +雇用等	アスター、ガーベラ、宿根草類、鶏卵	パイプハウス、トラクター
14	野菜 果樹 植木	野菜、果樹、植木を組み合わせた経営	40	2	トマト、キュウリ、ナス、ブロッコリー等多品目、カキ、キウイフルーツ、ハナミズキ、サザンカ、ツツジ類	パイプハウス、トラクター、管理機、保冷庫
15	野菜 果樹 畜産	野菜・果樹を主に採卵等の畜産を組み合わせた経営	30	2 +雇用等	エダマメ、トウモロコシ、キウイフルーツ、鶏卵	パイプハウス、トラクター、管理機、保冷庫

3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

新たに農業経営を営もうとする青年等が1の(6)のイに示した目標を達成するための経営モデルについては、現に三鷹市及び周辺自治体で展開している優良事例を踏まえつつ、三鷹市における主要な営農類型については、2(1)ウに示す「農業の広がりを支える経営体モデル」を指標とします。

4 2 及び 3 に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

(1) 農業を担う者の確保及び育成の考え方

三鷹市の野菜、果樹、花き、植木、鶏卵などの農畜産物を安定的に生産し、農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組みます。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度並びに市独自の準認定農業者制度並びにそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、東京都、東京都農業会議、三鷹市農業委員会、東京むさし農業協同組合等の農業関係機関と連携して研修・指導や相談対応等に取り組みます。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農の安定化を図るため、農業関係機関と連携し、農地・農業用機械の取得や生活支援策の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、これらの青年等に対する青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行います。

さらに、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、援農ボランティアの活用やヘルパー制度の導入、高齢者及び非農家等の労働力の活用等に取り組みます。

加えて、市の農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職者後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、市内で活動可能な農業支援情報の提供、農家での受入体制の整備、農業技術研修の実施、交流会の実施等の支援を行います。

(2) 市が主体的に行う取組

三鷹市は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、東京都、農業経営・就農支援センター、三鷹市農業委員会、東京むさし農業協同組合等と連携して、就農等希望者に対する情報提供等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達とともに、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談対応や他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを行います。

また、三鷹市が主体となって、東京都、三鷹市農業委員会、東京むさし農業協同組合等が連携して、農業を担う者の受入から定着まで必要となるサポートを実施できる体制を構築し、新規就農者等が地域内で孤立することがないように必要な配慮を行います。

さらに市は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国による支援策や東京都による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展

できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導します。

(3) 関係機関との連携・役割分担の考え方

三鷹市は、東京都、三鷹市農業委員会、東京むさし農業協同組合等の関係機関と連携し、全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施します。

ア 三鷹市は、就農希望者に対して青年等就農計画の認定のほか、農業を含む地域の情報提供や相談対応等を行います。

イ 三鷹市農業委員会、東京都農業会議は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報提供、農地等の紹介・あっせん等を行います。

ウ その他関係機関は、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気やコミュニティづくりや営農技術等の指導や農業用機械等の確保など必要なサポートを行います。

(4) 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

本市は、関係機関等と連携して、市内の営農類型毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、東京都及び農業経営・就農支援センターへ情報提供します。

特に農業を担う者の確保のため、三鷹市農業委員会や東京むさし農業協同組合等と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、市の区域内において後継者がいない場合は、東京都及び農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供します。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう農業経営・就農支援センター、三鷹市農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行います。

5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

(1) 認定農業者への農地の利用の集積に関する目標

ア 認定農業者の農地の利用の集積に関する目標

認定農業者を目指す農家に対する農地の利用集積に関する目標は、令和5年の認定農業者一戸あたりの市内耕地面積79aとし、目標年度の認定農業者の数は、67経営体として、概ね53ha、目標年度における農地面積の目標132haより、農地利用集積率の目標は40%と設定します。

イ 認定農業者が利用する農用地の面的集積についての目標

面的集積は困難なため、施設化等の推進により農地の高度利用を図り、実質的な経営耕地面積の確保に努めることとします。

(2) その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

関係機関及び関係団体の堅密な連携の下、認定農業者等担い手の状況に応じ、地理的自然条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営の実現を後押しするため、「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」に基づく貸借や農作業受委託等の取組を推進します。その際、市は、関係機関等とともに、こうした取組が効果的かつ計画的に展開されるよう、農業者を初めとする関係者と協働し、認定農業者等の担い手が農業経営の改善を計画的に進めるための措置を講じます。

6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

本市は全都市街化区域のため、本事業は該当しません。

三鷹市農業振興計画2027
2025（令和7）年3月

発 行	三鷹市 住所：三鷹市野崎一丁目1番1号 法人番号：8000020132047
編 集	三鷹市生活環境部都市農業課 電話：0422（29）9616（直通）